

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室において、運転管理に使用する日常点検表のうち事故時計装格納容器圧力の「レ点」チェック漏れが認められたため、対応検討	C	
2	2号機	原子炉冷却材浄化ポンプの停止操作において、ポンプ軸シール水の閉止手順の誤りによる安全弁の動作により、1階大物搬入口脇計装ラック内中間ファンネルより漏えいしたため、対応検討	B	
3	2号機	計器設定に関する確認において、床ドレン収集タンク液位計（2台）の計器仕様表記載の型式に誤記が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却装置ベント弁及びドレン弁において、シートパス（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	内側主蒸気隔離弁（C）の点検中の全開操作時、点検用足場のクランプとリミットスイッチ用ストライカーが接触し、ストライカーの変形が認められたため、当該部を修理	C	
6	2号機	原子炉圧力容器漏えい検査前の昇圧時、原子炉圧力容器ベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	C	
7	3号機	原子炉建屋床ドレンサンプピット（A）の点検時、流入配管（5本の内3本）に腐食が認められたため、当該配管を修理	D	
8	3号機	原子炉建屋床ドレンサンプピット（A）の内面補修塗装時、ピット壁内面の塗装に膨れ現象が認められたため、当該部を修理	C	
9	3号機	計器設定に関する確認において、床ドレン脱塩器出口電導度記録計の計器仕様表記載の型式に誤記が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	所内ボイラ薬注タンクのレベル指示計において、汚れが認められたため、当該指示計を点検・清掃	D	
11	4号機	換気空調系原子炉補機冷却水ポンプ室局所空調機において、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
12	5号機	消火配管圧力調整用消火ポンプにおいて、吐出弁の閉塞が認められたため、当該出口弁を点検・修理	C	
13	5号機	タービン建屋北側換気空調系給気冷却温度制御器の調整用つまみに不良（空回り）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
14	6号機	主復水器細管洗浄装置のボール回収器（6台）において、ベース部固定用ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
15	6号機	逆洗弁サンプピット（A）内南側の側溝蓋（グレーチング）において、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）セラミックフィルタ修理工事において、一次セラミックフィルタ（B）排ガス出口耐火材の剥がれ及び壁面耐火レンガの欠損が認められたため、当該レンガ部を補修	D	
17	その他	放射線管理の「管理区域区域区分変更通知書」の発行手続きにおいて、区域区分の転記誤りが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで